官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○国家戦略特別区域法施行規則等の一部を改正する内閣府令（内閣府一五）　二
〔省　令〕
○放送法施行規則の一部を改正する省令（総務一二）　四
〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務六〇）　五
○天然記念物を管理すべき地方公共団体を指定する件（文化庁五）　六
○障害者の雇用の促進等に関する法律の規定による在宅就業支援団体が在宅就業障害者に係る業務を行う事業所の所在地を変更した件（厚生労働五七）　六
○保安林の指定をする件（農林水産四四〇～四四四）　六
○保安林の指定を解除する件（同四四五～四五一）　六
○農業保険法施行規則第百十七条第一項及び第百六十六条の規定に基づき、診療その他の行為によって組合員等が負担すべき費用の内容に応じて農林水産大臣が定める点数等を定める件の一部を改正する件（同四五二）　七
○都市計画に関する件（国土交通一八七）　七
○運輸審議会から答申があった件（同一八八）　七
○都市計画に関する件（関東地方整備局一〇二）　八
○道路に関する件（近畿地方整備局三四）　八
○道路に関する件（四国地方整備局一五）　八
○都市計画に関する件（沖縄総合事務局七～一四）　八
〔国会事項〕
内閣　最高裁判所　九
〔人事異動〕
官庁事項　一〇
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
中部地方整備局公示（中部地方整備局）　一〇
〔資　料〕
令和七年一月中国際収支状況（速報）（財務省）　一〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、船舶所有者等責任制限、再生、所有者不明関係　一二
会社その他
特定保険募集人の所在の確知等、建築基準適合判定資格者に対する処分関係　一〇

府　令

○内閣府令第十五号

国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第二条第二項第二号、第二十七条の三及び第四十条、構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第五十条並びに総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第七十条の規定に基づき、国家戦略特別区域法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年三月十八日

内閣総理大臣　石破　茂

国家戦略特別区域法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（国家戦略特別区域法施行規則の一部改正）

第一条　国家戦略特別区域法施行規則（平成二十六年内閣府令第二十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
（法第二条第二項第二号の内閣府令で定める事業） **第一条**　国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第二条第二項第二号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。 ［一～三　略］ 四　前三号に掲げるもののほか、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に相当程度寄与することが見込まれる事業のうち、新たな価値若しくは経済社会の変化をもたらすもの又は国、地方公共団体、事業者、指定金融機関（法第二十八条第一項に規定する指定金融機関をいう。以下同じ。）その他の多様な主体が連携して戦略的かつ継続的に実施するものであって、次に掲げるもの イ　地域の農林水産物を有効に活用した事業の多角化及び高度化その他の農林水産業又は関連する産業の体質の強化又は再生を図る事業 ロ　地域の特性を活用した新たな観光資源の開発及び活用その他の地域間の交流又は定住の促進を図る事業	（法第二条第二項第二号の内閣府令で定める事業） **第一条**　国家戦略特別区域法（以下「法」という。）第二条第二項第二号の内閣府令で定める事業は、次に掲げるものとする。 ［一～三　同上］ ［号を加える。］

ハ　再生可能エネルギーの利用又は地域の脱炭素化の促進その他の地域資源の有効活用又はエネルギーの安定的な供給の確保を図る事業

ニ　大量の情報を高速度で送受信することを可能とする設備等の開発、提供又は導入その他の情報通信基盤の整備等に関する事業

ホ　先端的な技術の活用等による交通の利便性の向上、貨物流通の効率化、円滑化及び適正化その他の地域における人又は物の円滑な移動の確保を図る事業

ヘ　先端的な技術の活用等による防災又は防犯に関する機能の確保、サイバーセキュリティの確保その他の地域の安全の確保に関する事業

ト　多様な主体が保有するデータの活用等による地域住民の健康の保持増進、地域における子育て支援、地域における高齢者、障害者等に対する生活支援、地域における教育の質の向上その他の地域住民の生活の改善及び向上を図る事業

チ　イからトまでに掲げるもののほか、新商品の開発若しくは生産、新技術の研究開発又は新役務の開発若しくは提供に関する事業その他の地域産業の高度化又は活性化、新産業の創出、雇用機会の増大、地域振興の拠点の形成、都市機能の増進等を通じた我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に特に寄与する事業

（事業実施計画の提出）

第三条　第一条各号に規定する事業を実施しようとする者は、当該事業を行うことについての計画その他の事項について記載した別記様式第一による事業実施計画に、当該者の次に掲げる書類を添えて、これらを国家戦略特別区域担当大臣（法第七条第一項第一号に規定する国家戦略特別区域担当大臣をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

［一～五　略］

［2～5　略］

（事業実施計画の提出）

第三条　第一条第一号又は第二号に規定する事業を実施しようとする者は、当該事業を行うことについての計画その他の事項について記載した別記様式第一による事業実施計画に、当該者の次に掲げる書類を添えて、これらを国家戦略特別区域担当大臣（法第七条第一項第一号に規定する国家戦略特別区域担当大臣をいう。以下同じ。）に提出するものとする。

［一～五　同上］

［2～5　同上］

（公示の方法） **第六条の二**　法第八条第十一項（法第九条第二項及び第十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。 （法第二十七条の三の内閣府令で定める特定事業） **第十一条の二**　法第二十七条の三の内閣府令で定める特定事業は、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資する事業であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 一　［略］ 二　次のいずれかに該当するものであること。 イ　［略］ ロ　インターネットその他の情報通信技術を活用し、物品による情報の収集、蓄積、解析若しくは発信及び当該情報を活用した物品の自律的な作動を可能とするために必要な技術の研究開発に関する事業又はその成果を活用した事業であって、次のいずれかに掲げるもの (1)～(4)　略 三　［略］ （国家戦略特区支援利子補給金の支給） **第二十三条**　指定金融機関は、法第二十八条第五項の規定により国家戦略特区支援利子補給金の支給を受けようとするときは、前条に定める単位期間終了後十日以内に、別記様式第七による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。 ［一～三　略］ 2　［略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（法第二十七条の三の内閣府令で定める特定事業） **第十一条の二**　法第二十七条の三の内閣府令で定める特定事業は、産業の国際競争力の強化又は国際的な経済活動の拠点の形成に特に資する事業であって、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。 一　［同上］ 二　次のいずれかに該当するものであること。 イ　［同上］ ロ　インターネットその他の情報通信技術を活用し、物品による情報の収集、蓄積、解析又は発信及び当該情報を活用した物品の自律的な作動を可能とするために必要な技術の研究開発に関する事業又はその成果を活用した事業であって、次のいずれかに掲げるもの (1)～(4)　同上 三　［同上］ （国家戦略特区支援利子補給金の支給） **第二十三条**　指定金融機関（法第二十八条第一項に規定する指定金融機関をいう。次項及び次条第四項において同じ。）は、法第二十八条第五項の規定により国家戦略特区支援利子補給金の支給を受けようとするときは、前条に定める単位期間終了後十日以内に、別記様式第七による申請書に次に掲げる書類を添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。 ［一～三　同上］ 2　［同上］

（構造改革特別区域法施行規則の一部改正）

第二条　構造改革特別区域法施行規則（平成十五年内閣府令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（公示の方法） **第二条**　法第四条第十二項（法第六条第二項及び第九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。 （構造改革特別区域計画の変更の認定の申請） **第三条**　法第六条第一項の規定により構造改革特別区域計画の変更の認定を受けようとする地方公共団体は、別記様式第二による申請書に第一条各号に掲げる図書のうち当該計画の変更に伴いその内容が変更されるものであってその変更後のものを添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。 **第四条**　［略］ （訓令又は通達に関する措置） **第五条**　法附則第五条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域基本方針（法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針をいう。）に定める訓令又は通達の特例に関する措置の適用を受けようとする場合に法第四条第一項及び法第六条第一項の規定に準じて行う手続は、前各条の規定に準ずるものとする。 **様式第２**（第３条関係） ［略］	［条を加える。］ （構造改革特別区域計画の変更の認定の申請） **第二条**　法第六条第一項の規定により構造改革特別区域計画の変更の認定を受けようとする地方公共団体は、別記様式第二による申請書に前条各号に掲げる図書のうち当該計画の変更に伴いその内容が変更されるものであってその変更後のものを添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。 **第三条**　［同上］ （訓令又は通達に関する措置） **第四条**　法附則第五条に規定する措置に基づき、構造改革特別区域基本方針（法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針をいう。）に定める訓令又は通達の特例に関する措置の適用を受けようとする場合に法第四条第一項及び法第六条第一項の規定に準じて行う手続は、前三条の規定に準ずるものとする。 **様式第２**（第２条関係） ［同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（総合特別区域法施行規則の一部改正）

第三条　総合特別区域法施行規則（平成二十三年内閣府令第三十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した条を加える。

改正後	改正前
（国際戦略総合特別区域の指定の解除の申請等） **第十条**　法第八条第九項の規定により国際戦略総合特別区域の指定の解除について申請をしようとする指定地方公共団体（同項に規定する指定地方公共団体をいう。以下この条、次条及び第十二条において同じ。）にあっては別記様式第一の二による申請書を、国際戦略総合特別区域の区域の変更について申請をしようとする指定地方公共団体にあっては別記様式第一の三による申請書に第八条各号に掲げる図書のうち当該国際戦略総合特別区域の区域の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。 （公示の方法） **第十一条の二**　法第十二条第十三項（法第十四条第二項及び第十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。 （国際戦略総合特別区域計画の変更の認定の申請） **第十二条**　法第十四条第一項の規定により国際戦略総合特別区域計画の変更の認定を受けようとする指定地方公共団体は、別記様式第一の五による申請書に第十一条第一項各号及び第二項各号に掲げる図書のうち当該国際戦略総合特別区域計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。	（国際戦略総合特別区域の指定の解除の申請等） **第十条**　法第八条第九項の規定により国際戦略総合特別区域の指定の解除について申請をしようとする指定地方公共団体（同項に規定する指定地方公共団体をいう。以下この条から第十二条までにおいて同じ。）にあっては別記様式第一の二による申請書を、国際戦略総合特別区域の区域の変更について申請をしようとする指定地方公共団体にあっては別記様式第一の三による申請書に第八条各号に掲げる図書のうち当該国際戦略総合特別区域の区域の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。 ［条を加える。］ （国際戦略総合特別区域計画の変更の認定の申請） **第十二条**　法第十四条第一項の規定により国際戦略総合特別区域計画の変更の認定を受けようとする指定地方公共団体は、別記様式第一の五による申請書に前条第一項各号及び第二項各号に掲げる図書のうち当該国際戦略総合特別区域計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。
（地域活性化総合特別区域の指定の解除の申請等） **第二十八条**　法第三十一条第九項の規定により地域活性化総合特別区域の指定の解除について申請をしようとする指定地方公共団体（同項に規定する指定地方公共団体をいう。以下この条、次条及び第三十条において同じ。）にあっては別記様式第五の二による申請書を、地域活性化総合特別区域の区域の変更について申請をしようとする指定地方公共団体にあっては別記様式第五の三による申請書に第二十六条各号に掲げる図書のうち当該地域活性化総合特別区域の区域の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。 （公示の方法） **第二十九条の二**　法第三十五条第十三項（法第三十七条第二項及び第四十条第三項において準用する場合を含む。）の規定による公示は、インターネットの利用その他の適切な方法により行うものとする。 （地域活性化総合特別区域計画の変更の認定の申請） **第三十条**　法第三十七条第一項の規定により地域活性化総合特別区域計画の変更の認定を受けようとする指定地方公共団体は、別記様式第五の五による申請書に第二十九条第一項各号及び第二項各号に掲げる図書のうち当該地域活性化総合特別区域計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。 備考　表中の［　］の記載は注記である。	（地域活性化総合特別区域の指定の解除の申請等） **第二十八条**　法第三十一条第九項の規定により地域活性化総合特別区域の指定の解除について申請をしようとする指定地方公共団体（同項に規定する指定地方公共団体をいう。以下この条から第三十条までにおいて同じ。）にあっては別記様式第五の二による申請書を、地域活性化総合特別区域の区域の変更について申請をしようとする指定地方公共団体にあっては別記様式第五の三による申請書に第二十六条各号に掲げる図書のうち当該地域活性化総合特別区域の区域の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。 ［条を加える。］ （地域活性化総合特別区域計画の変更の認定の申請） **第三十条**　法第三十七条第一項の規定により地域活性化総合特別区域計画の変更の認定を受けようとする指定地方公共団体は、別記様式第五の五による申請書に前条第一項各号及び第二項各号に掲げる図書のうち当該地域活性化総合特別区域計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添えて、これらを内閣総理大臣に提出しなければならない。

附　則

この府令は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条中国家戦略特別区域法施行規則第六条の次に一条を加える改正規定並びに第二条及び第三条の規定は、公布の日から施行する。

省　令

○総務省令第十二号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の一部施行に伴い、放送法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月十八日

総務大臣　村上誠一郎

放送法施行規則の一部を改正する省令

放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第六の一号から別表第六の三号まで、別表第十五号から別表第十七号まで、別表第十九号から別表第二十一号の六まで、別表第二十一号の八、別表第二十一号の十、別表第六十号及び別表第六十四号の二から別表第六十六号までの規定中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改める。

附　則

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

告　示

国会事項

衆議院

通知書受領及び通知

三月十四日関口参議院議長から額賀議長宛、参議院は中央選挙管理会委員及び同予備委員を次のとおり指名した旨の通知書を受領した。

中央選挙管理会委員

古屋　正隆　門山　泰明　城島　光力
佐々木信夫　魚住裕一郎

同予備委員

元宿　仁　井形　厚一　豊原　昭二
島松　洋一　大口　善徳

又同日国会は右のとおり指名した旨内閣に通知し、その旨参議院に通知した。

議案提出

三月十四日委員長から提出した議案は次のとおりである。

地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案（東日本大震災復興・防災・災害対策に関する特別委員長提出）

半島振興法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出）

又同日内閣から提出した議案は次のとおりである。

独立行政法人男女共同参画機構法案

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案

航空法等の一部を改正する法律案

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案

質問書提出

三月十四日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

インターネット上の不適切な広告に関する質問主意書（八幡愛提出）

対米開戦は誤った国策だったのか否か等に関する質問主意書（長妻昭提出）

答弁書受領

三月十四日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員島田洋一提出欠落した日朝交渉記録をめぐる政府の対応に関する質問に対する答弁書

衆議院議員青山大人提出在外公館におけるＤＶ被害者等邦人保護の対応改善に関する質問に対する答弁書

衆議院議員上村英明提出戦没者等の遺族に対する特別弔慰金等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁提出トルコ国籍者への査証免除措置に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁提出中小企業等事業再構築促進事業に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁提出中小企業生産性革命推進事業に関する質問に対する答弁書

報告書受領

三月十四日内閣から次の報告書を受領した。

独立行政法人通則法第六十条第二項の規定に基づく令和七年行政執行法人の常勤職員数に関する報告

参議院

議案提出

三月十四日内閣から次の議案が提出された。

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律案（閣法第五七号）

議案受領（予備審査）

三月十四日内閣から次の議案が送付された。

独立行政法人男女共同参画機構法案（閣法第五二号）

独立行政法人男女共同参画機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（閣法第五三号）

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五四号）

航空法等の一部を改正する法律案（閣法第五五号）

日本国の自衛隊と我が国以外の締約国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国と我が国以外の締約国との間の協定の実施に関する法律案（閣法第五六号）

議案付託

三月十四日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（閣法第二号）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第三号）

総務委員会に付託

議決通知

三月十四日本院は、中央選挙管理会委員及び同予備委員を左記のとおり指名した旨衆議院に通知した。

記

中央選挙管理会委員

古屋　正隆
門山　泰明
城島　光力
佐々木信夫
魚住裕一郎

同　予備委員

元宿　仁
井形　厚一
豊原　昭二
島松　洋一
大口　善徳

答弁書受領

三月十四日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員柳ヶ瀬裕文提出ねんきん定期便に記載されている老齢厚生年金額が実際の受給金額より少ない可能性等に関する質問に対する答弁書（第五一号）

通知書受領

三月十四日衆議院議長から、国会は中央選挙管理会委員及び同予備委員を左記のとおり指名したことを内閣に通知した旨の通知書を受領した。

記

中央選挙管理会委員

古屋　正隆
門山　泰明
城島　光力
佐々木信夫
魚住裕一郎

同　予備委員

元宿　仁
井形　厚一
豊原　昭二
島松　洋一
大口　善徳

報告書受領

三月十四日内閣から、独立行政法人通則法第六十条第二項の規定に基づく令和七年行政執行法人の常勤職員数に関する報告を受領した。

参議院規則の一部改正

三月十四日本院は次のとおり参議院規則の一部を改正した。

参議院規則の一部を改正する規則

参議院規則の一部を次のように改正する。

第百八十六条第二項中「出席」の下に「（情報通信技術を利用する方法による出席を含むものとする。）」を加える。

参議院憲法審査会規程の一部改正

三月十四日本院は次のとおり参議院憲法審査会規程の一部を改正した。

参議院憲法審査会規程の一部を改正する規程

参議院憲法審査会規程の一部を次のように改正する。

第十八条中「出席」の下に「（情報通信技術を利用する方法による出席を含むものとする。）」を加える。

人事異動

内閣

（東京高等裁判所判事・東京簡易裁判所判事）判事兼簡易裁判所判事　篠原　淳一

願に依り本官並びに兼官を免ずる（三月十四日）

最高裁判所

東京地方裁判所判事・東京簡易裁判所判事　菱川　孝之

同　花田　隆光

司法研修所教官に充てる（各通）（三月十二日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、アイルランドの国祭日につき、三月十四日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

中部地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年三月十八日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月十八日　中部地方整備局長　佐藤　寿延

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
四日市市山之一色町地先から同市曽井町地先まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年三月十八日

(七) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局北勢国道事務所

資料

令和７年１月中国際収支状況（速報）

財務省

（単位：億円、％）

項目	１月	前月	前年同月
貿易・サービス収支	−34,145	419	−22,076
（対前年同月比）	（54.7）	（—）	（−42.8）
貿易収支	−29,379	623	−15,232
（対前年同月比）	（92.9）	（−49.6）	（−51.5）
輸出	75,022	94,737	73,501
（対前年同月比）	（2.1）	（−0.9）	（7.7）
輸入	104,401	94,113	88,733
（対前年同月比）	（17.7）	（−0.3）	（−10.9）
サービス収支	−4,766	−205	−6,844
（対前年同月比）	（−30.4）	（−92.3）	（−4.7）
第一次所得収支	36,015	12,755	29,880
（対前年同月比）	（20.5）	（−2.5）	（36.7）
第二次所得収支	−4,447	−2,401	−4,461
（対前年同月比）	（−0.3）	（−4.5）	（36.0）
経常収支	−2,576	10,773	3,343
（対前年同月比）	（—）	（17.8）	（—）
資本移転等収支	−219	−184	0
直接投資	13,320	30,929	36,730
証券投資	−36,786	34,205	−28,163
金融派生商品	7,915	9,835	−12,426
その他投資	13,365	−57,456	23,772
外貨準備	3,214	6,777	2,598
金融収支	1,029	24,291	22,512
誤差脱漏	3,824	13,701	19,168

（備考）①　四捨五入のため、合計に合わないことがある。

②　金融収支の符号は、＋は純資産（資産－負債）の増加、－は同減少を示す。

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始及び破産手続廃止

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

書面による計算報告

特別清算開始

令和７年（ヒ）第５号
埼玉県川口市大字神戸123番地
清算株式会社　株式会社改良園
代表清算人　鈴木　明彦
1　決定年月日　令和７年３月７日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
さいたま地方裁判所第３民事部

令和７年（ヒ）第２０１９号
東京都港区南青山５丁目10番２号
清算株式会社　株式会社Ｊｏｉｅ
代表清算人　石崎　淳一
1　決定年月日　令和７年３月７日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第20部

令和７年（ヒ）第１号
富山市掛尾町500番地
清算株式会社　ＴＣＳ株式会社
代表清算人　安井　　豊
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
富山地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第２号
富山市掛尾町500番地
清算株式会社　株式会社ＴＲＳ
代表清算人　安井　　豊
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
富山地方裁判所民事部

令和７年（ヒ）第３号
福井市三十八社町32字20番１
清算株式会社　株式会社タケダ開発
代表者代表清算人　武田　　茂
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
福井地方裁判所

令和７年（ヒ）第１００１号
長野県千曲市大字羽尾1562番地
清算株式会社　株式会社ＣＫＭ管財
代表清算人　竹森　勝彦
1　決定年月日　令和７年３月７日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
長野地方裁判所上田支部

特別清算終結

令和６年（ヒ）第１００６号
岩手県盛岡市本町通３丁目９番33号
清算株式会社　株式会社盛岡タイムス社
代表清算人　東海林利哉
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
盛岡地方裁判所第２民事部

令和６年（ヒ）第２０５２号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号　新国際ビル４階
清算株式会社　株式会社ＡＣ
1　決定年月日　令和７年３月７日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（ヒ）第２０６４号
東京都渋谷区道玄坂１―16―６二葉ビル８ｂ
清算株式会社　株式会社Ｋカンパニー
1　決定年月日　令和７年３月７日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（ヒ）第２０８１号
東京都中央区八重洲２丁目８番７号福岡ビル９階
清算株式会社　株式会社ＳＪ
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

令和６年（ヒ）第２０９３号
東京都千代田区丸の内３丁目４番１号新国際ビル４階
清算株式会社　春伸建設株式会社
1　決定年月日　令和７年３月５日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

令和６年（再）第３３号
東京都港区新橋３丁目８番８号リバティ８ビル４階
再生債務者　株式会社ｃｌｕｔｃｈ　ｃｏｍｍｕｎｉｃａｔｉｏｎ
決定の要旨　令和７年２月17日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
令和７年３月５日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

小規模個人再生による再生手続廃止

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和七年三月十八日

掲載頁　三頁

令和七年三月十八日

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二七番五号

（甲）株式会社ビューマインド

代表取締役　鈴木　明

東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二七番五号

（乙）株式会社ビジュビュー

代表取締役　鈴木　明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙・丙・丁・戊・己・庚の権利義務全部を承継して存続し乙・丙・丁・戊・己・庚は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月五日
掲載頁　八十二頁（号外第四十四号）
（乙）計算書類の公告義務はありません。
（丙）計算書類の公告義務はありません。
（丁）計算書類の公告義務はありません。
（戊）計算書類の公告義務はありません。
（己）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月五日
掲載頁　八十四頁（号外第四十四号）
（庚）計算書類の公告義務はありません。
令和七年三月十八日
東京都港区北青山一丁目三番一号アールキューブ青山三階
（甲）志賀興業株式会社
代表取締役　髙嶋　健一
東京都中央区京橋二丁目六番一三号
（乙）有限会社ツナミ
取締役　髙嶋　健一
東京都中央区銀座五丁目六番一五号
（丙）有限会社エム・エス企画
取締役　髙嶋　健一
東京都中央区銀座六丁目二番六号
（丁）有限会社ティーエムコーポレーション
取締役　髙嶋　健一
東京都中央区銀座八丁目五番二五号
（戊）有限会社ジェイ．ワイ企画
取締役　髙嶋　健一
東京都世田谷区中町三丁目三三番一九号
（己）株式会社寿寿
代表取締役　髙嶋　健一
東京都中央区京橋二丁目六番一三号
（庚）有限会社ＴＴインベストメント
取締役　髙嶋　健一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年三月十八日
掲載頁　三頁
令和七年三月十八日
東京都千代田区丸の内一丁目八番二号
（甲）株式会社Ｊ－ＦＵＮ１４
代表取締役　岡﨑　俊亮
東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目二七番五号
（乙）株式会社ビューマインド
代表取締役　鈴木　明

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年四月二十六日
掲載頁　六十三頁（号外第一〇五号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和六年四月二十六日
掲載頁　六十三頁（号外第一〇五号）
令和七年三月十八日
東京都中央区日本橋一丁目二番六号
（甲）国分フードクリエイト株式会社
代表取締役　山崎　佳介
東京都中央区日本橋一丁目二番六号
（乙）国分フレッシュリンク株式会社
代表取締役　御供　講之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月十日
掲載頁　一一二頁（号外第四十七号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年三月十日
掲載頁　一一二頁（号外第四十七号）
令和七年三月十八日
鹿児島県肝属郡東串良町岩弘二五番地一
（甲）株式会社オオスミ物産
代表取締役　西青木拓郎
鹿児島県肝属郡東串良町岩弘二〇〇四番地二
（乙）株式会社マルニシ青果
代表取締役　西青木幸二

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の全ての太陽光発電事業に係る権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十八日
東京都新宿区四谷二丁目九番地一五東京ユナイテッド綜合事務所内
（甲）ソーラートムソン合同会社
代表社員　ソーラートムソンホールディングス一般社団法人
職務執行者　池田　卓也
東京都千代田区紀尾井町四番一号ニューオータニガーデンコート一九階フィンポート税理士法人内
（乙）ソーラーソレル合同会社
代表社員　ソーラーソレルホールディングス一般社団法人
職務執行者　松本　光博

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の給食請負事業の一部に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和七年二月十日
掲載頁　一〇七頁（号外第二十七号）
令和七年三月十八日
愛知県あま市下萱津坪井九番地
（甲）株式会社Ｍ＆Ｓフーズ
代表取締役　清水　盛幸
愛知県あま市下萱津坪井九番地
（乙）栄屋食品株式会社
代表取締役　清水　盛幸

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社Ｈａｋｕｅｉ　ｓｔｙｌｅ（住所福岡県飯塚市新立岩八番一八号）に対して当社の不動産賃貸事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　千葉日報
掲載の日付　令和七年三月十三日
掲載頁　十七頁
令和七年三月十八日
福岡県飯塚市相田五二番地一
株式会社ハクエイ
代表取締役　迫　春樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社北海道カウドクターとし、効力発生日は令和七年四月二十四日であり、総社員の同意の取得は、令和七年二月十二日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十八日
北海道久遠郡せたな町北檜山区栄六五三番地
合同会社きたでアニマルクリニック
代表社員　北出　泰之

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社佐野仏壇店とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十八日
北海道小樽市銭函三丁目三一四番地八九
合同会社佐野仏壇店
代表社員　佐野　正明

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十八日
千葉県船橋市中野木二－九－八－一
合同会社百勝
代表社員　小池　幸真

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十八日

千葉県市川市二俣二丁目一四番一七号

合同会社森山ＦＰ事務所

代表社員　森山　朝岳

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号はライフラボ・アンド・コンサルティング株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十八日

東京都北区東十条一丁目一三番三―三一七号

ライフラボ・アンド・コンサルティング合同会社

代表社員　櫛野　恭生

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十八日

神奈川県藤沢市南藤沢一六番一一号第一興産六号館二階

合資会社ナンリ警備

代表社員　南里光四郎

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年五月一日であり、組織変更後の商号は株式会社米ヴィレッジさんわとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十八日

新潟県上越市三和区田七三六番地

合同会社米ヴィレッジさんわ

代表社員　五十嵐照佳

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ＺＥＮとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十八日

大阪市西淀川区千舟三丁目九番一六号三〇三号室

ハイブリッジ不動産合同会社

代表社員　髙橋　宏樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和七年五月一日であり、組織変更後の商号は株式会社ＬＡＹＵＰとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和七年三月十八日

岡山市北区中山下一丁目一一番一五号新田第一ビル四〇二

合同会社ＬＡＹＵＰ

代表社員　光田　直史

効力発生日変更公告

左記会社は、令和七年三月二十一日予定の吸収合併の効力発生日を令和七年四月十八日に変更いたしましたので公告します。

令和七年三月十八日

大阪市大正区小林東三丁目一二番三号

株式会社南共

代表取締役　渡邊健太郎

大阪市住吉区山之内五丁目三番四三号

株式会社光

代表取締役　渡邊健太郎

基準日設定につき通知公告

当社は、令和七年四月二日を基準日と定め、同日〇時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和七年三月十八日

東京都港区新橋二―一六―一ニュー新橋ビル八〇二―Ｃ

株式会社ハイブアキュー

代表取締役　重原　洋祐

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を三十一億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　日刊工業新聞

掲載の日付　令和六年十月十八日

掲載頁　二頁

令和七年三月十八日

東京都港区虎ノ門二丁目六番一号虎ノ門ヒルズステーションタワー

特定目的会社ロータスプロパティーズ

取締役　赤津　忠祐

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金六千二百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.tokyospc.co.jp/koukoku/uitatsumi

令和七年三月十八日

東京都港区元赤坂一丁目一番七号

ＵＩ　Ｔａｔｓｕｍｉ特定目的会社

取締役　金谷　正文

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

http://www.asa-epn.jp/ir/0000346/1fz0/

令和七年三月十八日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

辻堂ホールディング特定目的会社

取締役　粟国　正樹

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき優先資本金の額を金四億八千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年十一月十四日

掲載頁　六十九頁（号外第二六六号）

令和七年三月十八日

東京都港区元赤坂一丁目一番八号赤坂コミュニティビル四階

ＪＮＬ　Ｏｎｅ特定目的会社

取締役　荒川　和也

訂正公告

令和七年二月十九日（号外第三十三号）掲載の準備金の額の減少公告及び決算公告（枠組）中、「資本準備金の額を三億八千七十六万七千九百一円減少」とあるは「資本準備金の額を二億七千百三十三万四千四百六十七円減少」の誤りにつき訂正します。

令和七年三月十八日

埼玉県さいたま市見沼区大字丸ケ崎一二二〇番地　Ａ＆Ｍファシリティーズ株式会社

代表取締役　関　義男

取消公告

令和七年二月二十六日掲載の優先資本金の額の減少公告は取消します。

令和七年三月十八日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

Ｅａｓｔ　Ｃａｓｔｌｅ特定目的会社

取締役　髙山　知也

正　誤

令和七年三月六日法務省告示第四十八号（日本国に帰化を許可する件）

（原稿誤り）

二ページ二段三行目から六行目までを削除する。

ページ	段	行	誤	正
八三		終りから一四	高田　郎	高田　鉞郎

令和七年二月六日叙位・叙勲欄叙位の部

（原稿誤り）